

訓子府町議会基本条例

# 議会運営委員会評価基準

令和3年2月制定

訓子府町議会運営委員会

## 目次

前文	1
第1章 目的（第1条）	1
第2章 議会の役割（第2条）	2
第3章 議会及び議員の活動原則（第3条・第4条）	2
第4章 町民と議会の関係（第5条・第6条）	3
第5章 執行機関と議会の関係（第7条―第11条）	4～5
第6章 自由討議（第12条）	5
第7章 議会改革の推進（第13条・第14条）	5～6
第8章 議会・議会事務局の体制整備（第15条―第18条）	6～7
第9章 議員の身分・待遇、政治倫理（第19条―第21条）	7～8
第10章 最高規範性及び評価・見直し（第22条―第24条）	8

### — 議会基本条例評価票への記載方法 —

- 1 中段のスケジュール表の実施結果欄に事業を実施した月に✓記載
- 2 評価欄に、本基準に基づき達成度にあった記号を付記  
概ね達成「◎」 達成したが改善の余地あり「○」  
達成していない「△」 未着手「×」 ※評価しない条もある
- 3 下段の欄には取り組みの当たっての反省事項等があれば記載するほか
  - ・本年度の評価について詳細を示す必要がある場合
  - ・中段の「次年度以降への引継ぎ」について、投げかけの必要がある場合に記載する

## 前 文

訓子府町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される訓子府町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた訓子府町長（以下「町長」という。）とともに、訓子府町の代表機関を構成します。

この2つの代表機関は、ともに町民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、訓子府町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなります。

議会は、町民の様々な声を踏まえ、その役割・責務等自らの足元を見詰め直し、不断の改革を進めます。議会の権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにすることが議会の第一の使命です。

このような使命を達成するために

1. 町民と向き合い信頼される議会
  2. 町民が参画する議会
  3. 町民福祉の向上を目指す議会
  4. 豊かで持続可能なまちづくりを目指す議会
- を柱とした基本条例を制定します。

### 【議会運営委員会による評価基準】

- ・ 条例制定の背景・決意につき「評価しない」

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、情報公開と町民参画を基本にした議会運営の基本事項を定めることにより、町民に身近な議会の実現及び議員の活動の活性化と充実を図り、町民から信頼される議会、町民福祉の向上を目指すとともに、訓子府町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### 【議会運営委員会による評価基準】

- ・ 目的の達成に向けて、各条においてさまざまな取り組みを定めていることから、全体的に目的が達成されたか、全ての条を評価後、ここで最終評価する

## 第2章 議会の役割

### (議会の役割)

第2条 議会は、町民の代表機関として、信頼と負託に応え、大局的な視点から意思決定する。

2 議会は、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有し、自由かつ達な討議を通じて、これら論点、争点を発見、公開することを第一の使命とする。

#### 【議会運営委員会による評価基準】

- ・議会の役割についての条につき「評価しない」

## 第3章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参画を不断に推進する議会を目指して次の活動を行う。

- (1) 町政の重要事項の意思決定
- (2) 行政運営の監視
- (3) 議員間の自由かつ達な討議を経た議会運営
- (4) 議会の意思決定経過等についての町民への公開

#### 【議会運営委員会による評価基準】

- ・全員協議会や議会活性化委員会などでの議員間の討議を評価
- ・所管事務調査などによる行政運営の監視を評価

※本会議・常任委員会での討議は12条で評価

※議会の意思決定過程の公開は5条で、議会改革に関する討議は13条で評価

### (議員の活動原則)

第4条 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を重んじる。

- 2 議員は、町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、町民の信頼に応える。
- 3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上と豊かで持続可能なまちづくりの視点から判断し、行動する。

#### 【議会運営委員会による評価基準】

- ・個々の議員としての活動を示した条であり、議会全体として「評価しない」

#### 第4章 町民と議会の関係

(町民参画及び町民との連携)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）並びに全員協議会を原則公開とする。
- 3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保するものとする。
- 5 議会は、町民、町民団体、民間非営利団体（NPO）等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 6 議会は、議案に対する各議員の賛否及び論点、争点を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報提供するものとする。
- 7 議会は、議会報告・意見交換会を開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し議会運営の改善を図るものとする。

##### 【議会運営委員会による評価基準】

- ・意見交換会、議会報告会、会議の公開について評価  
…それぞれの実施・未実施は、反省事項等に記載
- ※町民懇談会議は15条で評価

(議会広報の充実)

第6条 議会は、町政に係る論点、争点の情報を町民に対して周知する。

- 2 議会は、情報通信技術の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動に努めるものとする。

##### 【議会運営委員会による評価基準】

- ・議会だより、議会ホームページ、ネット配信について評価

## 第5章 執行機関と議会の関係

### (執行機関と議会の関係)

第7条 議会は、町長その他の町の執行機関（以下「町長等」という。）と相互の緊張関係を保ちながら、政策をめぐる論点、争点を明確にする議論を深め、よりよい意思決定を導くよう努める。

#### 【議会運営委員会による評価基準】

・議場等での執行機関との議論（予算、条例等）について評価（一般質問は次条）

※議場における「討論」は12条で評価

### (一般質問)

第8条 一般質問は、議員と町長等との町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

#### 【議会運営委員会による評価基準】

・議会全体としての一般質問について評価

※各定例会における反省等は定例会終了後速やかに実施

### (反問権)

第9条 議長から本会議等への出席を要請された町長等は、議員の質疑及び質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

#### 【議会運営委員会による評価基準】

・「評価しない」

### (政策等の形成過程資料の要求)

第10条 議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程の資料を町長等に求めるものとする。

- (1) 政策等の背景・根拠
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

#### 【議会運営委員会による評価基準】

・「評価しない」

(予算及び決算における政策説明資料の要求)

第 11 条 議会は、予算及び決算を審議するに当たっては、議会の審議の水準を高めるため、町長等に対し、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の早期の作成及び提出を求めるものとする。

**【議会運営委員会による評価基準】**

- ・あくまでも行政手続きにつき「評価しない」

第 6 章 自由討議

(自由討議による合意形成)

第 12 条 議会は、議員による討論の場であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案並びに請願及び陳情等に関して審議し結論を出す場合には、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前 2 項による議員相互間の自由討議を拡大し、政策、条例又は意見等の提案を積極的に行うよう努める。

**【議会運営委員会による評価基準】**

- ・議会、常任委員会での提出議案、請願及び陳情等に対する自由討議について評価
- ・自由討議を通じての政策、条例又は意見書の積極的な提案に対する評価

※上記以外の一般的な議員間の討議については 3 条で評価

第 7 章 議会改革の推進

(議会改革の推進)

第 13 条 議会は、その機能を十分に発揮し町民の信頼を高めるため、議会改革及び議会活性化を不断に推進する。

**【議会運営委員会による評価基準】**

- ・議会活性化特別委員会、各種研修、アドバイザーによる研修会等を通じた議会改革の実施について評価

※議員研修会、議会アドバイザー事業の実施状況については 18 条で評価

(議会モニターの設置)

第14条 議会は、町民から広く意見を聴取し、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、議会モニター制度を設けることができるものとする。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

**【議会運営委員会による評価基準】**

・ 議会モニターの活用について評価

第8章 議会・議会事務局の体制整備

(町民懇談会議の設置)

第15条 議会は、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する町民懇談会議を設置するものとする。

**【議会運営委員会による評価基準】**

・ 町民懇談会議（町民からの開催要望に基づく）の設置・実施について評価

(調査機関の設置)

第16条 議会は、町政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見等の積極的活用を図るものとする。

2 議会は、前項に規定する専門的知見等の活用にあたって、必要があると認めるときは、議決により、専門的な知識及び経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

3 第2項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

**【議会運営委員会による評価基準】**

・ 100条委員会設置事案がなければ「評価しない」

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務に関わる機能を積極的に強化するよう努める。

**【議会運営委員会による評価基準】**

・ 事務局職員の研修会への参加等による事務局体制機能強化を評価



(議員研修の充実強化)

第 18 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を目指し、議員研修の充実強化を図るため、別に定める訓子府町議会議員研修要綱に基づき計画的な議員研修を実施する。

2 議会は、広く英知を結集し、研修の充実強化を図るため、町内外の協力者を議会アドバイザーとして、その協力を得ることができる。

**【議会運営委員会による評価基準】**

・研修要綱に基づく議員研修の実施、アドバイザーによる研修会の開催状況の評価

第 9 章 議員の身分・待遇、政治倫理

(議員定数)

第 19 条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 議員定数の条例改正案は、法第 7 4 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員が提案するものとする。

**【議会運営委員会による評価基準】**

・定数条例により定められており、改正の動きがない場合は「評価しない」

・議員間等で定数に関する話し合いがあった場合は、その内容を評価

(議員報酬)

第 20 条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、前条第 2 項の規定を準用する。

3 議員報酬の条例改正案は、法第 7 4 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員が提案するものとする。

**【議会運営委員会による評価基準】**

・報酬条例により定められており、改正の動きがない場合は「評価しない」

・議員間等で議員報酬に関する話し合いがあった場合は、その内容を評価

(議員の政治倫理)

第 21 条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することにより、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 前項に掲げる議員の政治倫理に関する事項は訓子府町議会議員政治倫理条例(平成 30 年条例第 9 号)で定める。

**【議会運営委員会による評価基準】**

・実施すべき計画がない場合は「評価しない」

第 10 章 最高規範性及び評価・見直し

(最高規範性)

第 22 条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

**【議会運営委員会による評価基準】**

・本条例が、議会における最高規範であることを規定しており「評価しない」

(条例に対する責務)

第 23 条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守し、町民に対する責任を果たさなければならない。

**【議会運営委員会による評価基準】**

・本条例に対する責務を規定しており「評価しない」

※総合的な評価は 1 条で実施

(評価及び見直し手続き)

第 24 条 議会は、毎年度できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討及び評価し、その結果を公開するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

**【議会運営委員会による評価基準】**

・議会活性化委員会での自己評価、議会運営委員会での評価の実施について評価